会計	繰越	検算	転記		
9	9	9	四 ヒク		

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

第７号様式（第９条関係）
（その１）

平成 25 年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

収支報告書

（フリガナ）　チームコクドキョウジンカ

1　政治団体の名称　チーム国土強靭化

2　主たる事務所の所在地　和歌山県和歌山市鷹匠町1-40　廣井ビル1F

3　代表者の氏名　大江　康弘

4　会計責任者の氏名　吉川　保雄

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☑ ２以上の都道府県の区域等
□ 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名　佐野　浩美
（電話）073-435-3388
（電話）
（電話）

資金管理団体の指定の有無
□ 有
☑ 無
✓✓ル
公職の種類　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　大江　康弘
公職の種類　参議院議員候補者等

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成 25 年 2 月 21 日から
平成 25 年 12 月 31 日まで

受付 26.6.16 収支公開室 第　号

受付 26.6.-2 和選管

2444

231880

収　支　の　状　況

（その２）

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額				0
（前年からの繰越額）				0
（本年の収入額）				0
支　出　総　額				0
翌　年　へ　の　繰　越　額				0

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金　額				0
員　数				0

(2)　寄　附	金　額				備　考
ア　寄附（イを除く。）の区分	十億	百万	千	円	
(ア)　個　人　か　ら　の　寄　附				0	
（う　ち　特　定　寄　附）					
(イ)　法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ)　政　治　団　体　か　ら　の　寄　附				0	
小　計（ア）＋（イ）＋（ウ）				0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）					
イ　政　党　匿　名　寄　附				0	
合　計（ア＋イ）				0	

（その17）

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	レ	
イ　建物	□	レ	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	レ	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	レ	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	レ	
カ　金銭信託	□	レ	
キ　有価証券	□	レ	
ク　出資による権利	□	レ	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	レ	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	レ	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	レ	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	レ	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

③　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　26　年　6　月　2　日

政治団体の名称　　チーム国土強靭化

会計責任者の氏名　　吉川　保雄　吉川 印

解散の場合のみ下欄を記入すること

（代表者の氏名　　印）

（備考）　1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2　「（代表者の氏名）」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成26年6月2日

チーム国土強靭化

代表　大江　康弘　殿

登録政治資金監査人　森脇毅天

登　録　番　号　　第550号

研修修了年月日　　平成21年1月16日

1　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、チーム国土強靭化の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの法第１２条第１項に規定する収支報告書並びに該当収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき、政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は、チーム国土強靭化の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下の通りである。

（1）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

チーム国土強靭化と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

又、チーム国土強靭化と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても同様である。

以　上